

# 未熟児養育医療の申請をされる方へ

## 1 養育医療とは

出生時に生育が未熟であるとして、指定養育医療機関の医師が、入院養育が必要と認めたお子さんが入院治療を受ける場合に、医療保険が適用となる費用の自己負担分を公費で負担するものです。

## 2 給付対象

次のいずれかに該当するお子さんが対象となります。

- (1) 出生時の体重が 2,000 グラム以下のもの
- (2) 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの
  - ① 通常時に、運動不安、けいれん、又は運動が異常に少ないもの
  - ② 体温が摂氏 34 度以下のもの
  - ③ 強度のチアノーゼが持続するもの、又はチアノーゼ発作を繰り返すもの
  - ④ 呼吸数が毎分 50 を超えて増加の傾向にあるか、又は毎分 30 以下のもの
  - ⑤ 生後 24 時間以上排便のないもの、又は生後 48 時間以上嘔吐が持続しているもの  
若しくは血性吐物又は血性便のあるもの
  - ⑥ 黄疸が生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

## 3 給付方法及び範囲

### (1) 給付の方法

申請により認定を受けると医療券が交付されます。医療券を使うと養育医療に係る医療費・食事代などの自己負担額は公費で支払われますので病院窓口での負担はありません。(おむつ代、差額室料等は対象外)

なお、世帯の課税状況により養育医療給付に係る徴収金（自己負担金）が発生しますが、「登米市子ども医療費助成制度」の対象となります。申請の際に「委任状」を提出いただくことにより、市が、養育医療の徴収金（自己負担金）を子ども医療費助成金から充当する手続きを行いますので、申請者の方は、徴収金（自己負担金）を直接市に支払う必要がなくなります。

### (2) 給付の範囲

給付対象となる費用は、入院にかかる医療の給付のうち次のものになります。

- ① 診療
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 医学的処置、手術及びその他の治療
- ④ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤ 移送費（特定の場合に限ります。）

## 4 申請方法

医療機関で養育医療が必要と判断された場合は、入院医療中に下記書類を揃えて速やかに市民生活部健康推進課または迫・中田・東和・米山・豊里総合支所市民課健康づくり係に申請（原則：保護者の方）してください。

※登米・石越・南方・津山総合支所は毎週月曜日、水曜日のみ申請可能です。

## 【養育医療の申請に必要なもの】

### ① 養育医療給付申請書

### ② 養育医療意見書（指定養育医療機関の担当医師が作成したもの）

### ③ 世帯調書

### ④ 同意書（市民税課税情報閲覧に係る同意）

世帯構成員（18歳未満の未就業者を除く）及び世帯外扶養義務者の方の署名または記名押印をお願いします。

○市町村民税課税基準日に登米市に住所がある場合は、同意書の提出により課税証明書の提出は不要となります。閲覧にかかる同意をされない場合は、課税証明書が必要になります。

○市町村民税課税基準日に登米市に住所がなかった場合は、基準日に住所があった市町村の市町村民税課税証明書が必要になります。

※診療開始月により証明が必要な課税年度が変わります。

| 診療開始月  | 必要な課税証明書の年度             | 市町村民税課税基準日 |
|--------|-------------------------|------------|
| 1月～6月  | 前年度分<br>(前々年分の所得に対する課税) | 前年の1月1日現在  |
| 7月～12月 | 当該年度分<br>(前年分の所得に対する課税) | 当該年の1月1日現在 |

### ⑤ お子さんの加入する医療保険の内容が確認できるもの

健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータル「資格情報画面」を印刷したもの等

※お子さんが医療保険加入の手続き中の場合は、加入予定の保護者等の医療保険の内容が確認できるもの

### ⑥ 委任状（登米市子ども医療費助成の請求行為及びその受領に関する権限の委任）

委任状をご提出いただくことで、市が未熟児養育医療の自己負担金（徴収費用額）を子ども医療費助成の助成分で相殺する手続きを行います。

### ⑦ 遅延理由書

治療終了後や治療開始から2か月を経過してから申請する場合に必要です。遅延理由は、任意の様式で提出いただくことも可能です。

※様式は健康推進課または各総合支所健康づくり係でお渡しします。また、市公式ホームページからダウンロードすることもできます。

### 養育医療に関するお問い合わせ

養育医療の制度や申請手続きなどで  
ご不明の点がございましたら下記までお問い合わせください。

市民生活部健康推進課保健推進係

☎0220-58-2116